

保育総合研究会広報誌 NO. 51

発行所： 保育総合研究会事務局 平成24年 12月 13日
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
発行人： 会長 梶 沢 幸 苗

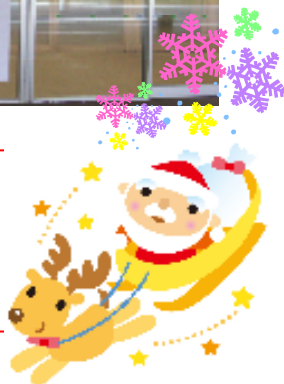


平成24年11月3日(土)午後午前9時30分より青森県東通村、こども園ひがしどおりにおいて第43回定例会が行われた。



<テーマ> 子ども子育て支援新制度について

<講師> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
幼保連携推進室長 北山 浩士氏



(これまでの検討経緯について)

平成22年1月29日に、子ども・子育て新システム検討会議が設置され、そしてワーキングチームを設けて検討が始まり、平成23年7月27日に、基本制度ワーキングチームにおいて中間とりまとめをした。平成24年2月13日に、基本制度ワーキングチームのとりまとめ「子ども子育て新システムに関する基本制度」を公表をし、3月2日に、子ども子育て新システムの基本制度について、少子化社会対策会議が決定がなされ、3月30日に平成24年通常国会に法案を提出となった。

5/10から子ども子育て関連3法案の趣旨説明・質疑が始まり、6/15に社会保障と税一体改革に関する確認書いわゆる3党合意(民主・自民・公明党)で6/30に衆議院で可決、その後、更に紆余曲折しながら8/10に子ども子育て関連3法案が修正して参議院で可決、成立となった。子ども子育て支援法、認定こども園法改正(総合こども園からの修正)、そして、関連の整備法が8/22に公布された。

平成25年4月から子ども子育て会議等設置するなど一部施行され、本格実施は消費税10%を見込んでいたため、平成27年4月又は平成28年4月からが想定している。

この法案の3党で合意は意義があり、地方公共団体対しても準備を進めるようお願いしている。今回の改正で子どもに対するの予算獲得できなかった子どもの予算が、今回の改正で7000億円の公費が投入されることはとても大きな意義がある。

(本格施行までの現時点での想定イメージ)

財源となる消費税は消費税8%(H26.4月)、消費税10%(H27.10月)引き上げが予定されている。平成25年4月から子ども・子育て会議を設置し様々なことを検討する。まず基本指針を子ども・子育て会議において検討し早々に作成する。この作成方法としてインターネットで公開する等透明性が高くなるようにする。これに基づいて市町村・都道府県が事業計画を作成する。

認可基準は、子ども・子育て会議に於いて検討して内閣府令でお示し条例の検討をして頂く。保育の必要性の認定基準は、子ども子育て会議で検討し基準を国から示す。児童福祉法24条の保育に欠ける要件から保育を必要とする要件に変更となったため入所児が増大するのではとの懸念がある。

しかし、現在の保育に欠ける基準とあまり差のないように考えている。公定価格は、給付単価であり大変難しい。考え方として2つあり1つは保育所運営費のように公務員の基準をあてはめる。

2つめは、経営実態調査を約半分の保育所に実施をお願いし実際どのように配分され使われているのか調査し積み上げる。調査を早々に行いたい、特例公債法が執行抑制にかかっているため現在はお願ひできない状態である。この件について幼稚園関係者は私学助成金や就学奨励金と施設型給付と比べ経営にとってどうなのか関心がひじょうに高い。予算とリンクしていくので平成26年にならないと決まっていけないが子ども・子育て会議で大枠の議論は行われる。

市町村事業は地域子育て支援事業として延長保育や放課後児童クラブを始めとする13の事業がある。放課後児童クラブ等は基準をつくり基準を満たしているところに補助金を出す。費用負担の割合は、国が1/3都道府県が1/3市町村が1/3である。

幼保連携型認定子ども園保育要領について文科省と厚労省から各検討小委員会を作り合同で議論を進めていきガイドラインを作成していく。

保育緊急確保事業は、待機児50人以上の市町村は、計画策定が義務になり消費税8%アップに伴って事業を実施する。また50人以下のところも計画を立てれば事業を実施できる。事業内容については内閣府で決定するが、小規模保育や施設整備も対象と考えられる。実施体制は、平成27年子ども子育て本部を内閣府で一元化する。

(子ども・子育て関連法案の主なポイント)

認定こども園制度の幼保連携型認定子ども園については認可・指導監査の一本化した上で学校及び児童福祉施設として法的に付与する。

認定こども園法の改正事項は①全ての保育所の移行が手挙げ方式に変更になった。②学校教育施設(幼保連携型認定こども園・幼稚園型)には株式会社の参入ができなくなった。③施設型給付という認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を作る。また地域型保育給付という小規模保育の創設を行い消費税の増税を充てる。

④地域の子ども・子育て支援の充実をおこなう。

(子ども・子育て支援事業について)

全ての市町村は、子ども子育て支援計画を立て消費税率の引き上げを財源に整備を実施していく。このことは市町村に権限と財源を集め、国・都道府県が重層的に支える仕組みである。子ども子育て会議の設置は努力義務であるが、設置を各市町村の働きかけて設置されることで、透明性が高まり関係者の意見を反映される機会が担保される。また、このことで政策が分かりやすく首長同士の競争にも期待がもてる。

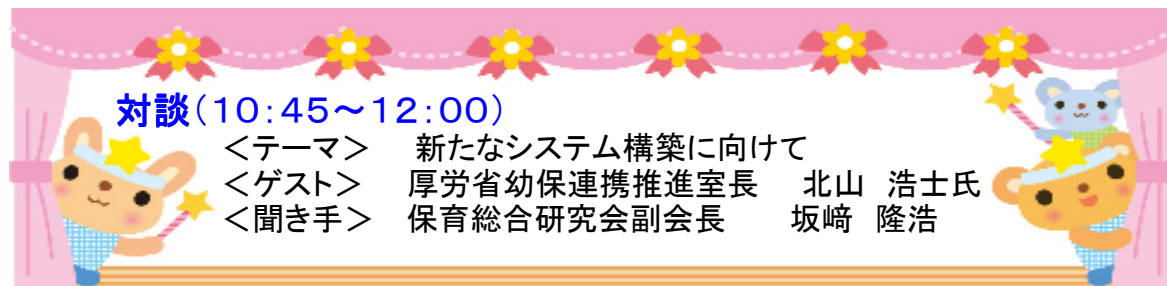


(制度の利用手続き)

幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士資格の双方をもっている必要がある。どちらか一方しか有していない者に対しては5年間の経過措置を講ずる。児童福祉法第24条に於いて保育所の保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用について現行と同様委託費として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

対談(10:45~12:00)

<テーマ> 新たなシステム構築に向けて
<ゲスト> 厚労省幼保連携推進室長 北山 浩士氏
<聞き手> 保育総合研究会副会長 坂崎 隆浩



[聞き手] それでは、テーマ「子ども子育て支援新制度について」幼保連携推進室長、北山浩士氏の講演を聞き、ご意見、質問等ありませんでしょうか。

[質問1] 法案は通ると思うが、その進み具合についてお願いします。

[ゲスト] 平成25年に子ども・子育て会議設置、平成26年、骨格の提示、ガイドライン等の策定、保育緊急確保事業の実施、平成27年、本格施行、子ども・子育て本部(内閣府)に設置。以上が施行までの想定となっております。



[質問2] 県による格差がでてくるのではと危惧するのですが。

[ゲスト] 平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、3歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の0から2歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとなることになっております。

[質問3] 新しい保育要領について、教育が先で養護が後というのではなく、養護の部分を重視したものにしてほしい。

[ゲスト] 幼保連携型認定こども園保育要領については文科省と厚労省から各検討小委員会を作り、合同で議論を進めていきガイドラインを作成していくこととなっております。

[質問4] 内閣府の進展状況についてお知らせ下さい。

[ゲスト] 平成24年度子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)を設け、平成27年度、子ども・子育て本部(内閣府)を設ける。子ども・子育て本部は、子ども・子育て支援法及び認定こども園法を所管とし、内閣府、文科省、厚労省の子ども・子育て施策に関する体制のスクラップ&ビルドを基本に体制を整備する。幼保連携の強化・推進のための統括室となるため、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性の確保、認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた一元的な窓口の設置が設けられる。

[聞き手] 「子ども・子育て支援法」が8月22日公布され、幼保連携型認定こども園の設置は、国・地方公共団体・社会福祉法人・学校法人が取り組むための運用について注視していきたいと思っております。



研修前日は、こども園ひがしどおり施設見学並びに「こども園ひがしどおり第1回音楽発表会」を見学させていただきました。
また祝賀会では、職員の皆様の心のこもったおもてなしを受け、楽しい時間を過ごすことができました。

心より、こども園ひがしどおりの皆様にお礼申し上げます




平成24年度の年次大

平成25年2月22日(金)午後1時より2月23日(土)12時まで

講師には遊育 吉田正幸氏及び厚労省社会援護局長 村木厚子氏を予定しております。
なお、2月22日午前中に役員会を開催いたします。

皆様お誘いあわせのうえ、参加下さい。



お知らせ

